

平 16 全業会第 79 号
平成 16 年 12 月 9 日

正会員・銀行持株会社会員・準会員
担 当 者 殿

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

新破産法における担保権消滅制度に係る買受申出保証用の
支払保証委託契約書ひな型等について

平成 17 年 1 月 1 日施行の新破産法（平成 16 年 5 月 25 日成立、6 月 2 日公布。法律第 75 号。以下「法」という。）における担保権の消滅制度（法 186 条～191 条）においては、担保権者が買受の申出を行うに際しては、買受希望者が買受申出額の十分の二に相当する額の保証を提供することが求められておりますが、その保証提供の方法として、銀行等と一定の要件を満たす支払保証委託契約を締結する方法が破産規則（平成 16 年 10 月 6 日公布。最高裁判所規則第 14 号。以下「規則」という。）に定められております（法 188 条 5 項、規則 60 条）。

これにより、銀行は従来を支払承諾業務の一環として、この新制度による支払保証業務を行うこととなりますが、今般、当協会では、これに伴う支払保証委託契約書・同証明書のひな型（別添 1）およびその買受申出から保証履行までの想定される手順例（別添 2 - 、2 - ） 保証履行の方法によらない場合の手順例（別添 3）を作成いたしましたので、ご連絡申しあげます。

本ひな型等の制定に際しては、保証提供先が破産管財人となることから日本弁護士連合会倒産法制検討委員会の田原睦夫氏、多比羅誠氏、須藤英章氏の三弁護士と協議を行い、また、破産規則との関係につき、同規則の立案当局である最高裁判所事務総局民事局と意見交換したうえで作成したものですので、各銀行において、本制度を取り扱ううえでのご参考として、ご活用いただきますようお願い申しあげます。

おって、日本弁護士連合会倒産法制検討委員会では、本件について弁護士に対し、周知を図ることとなっておりますので、申し添えます。

以 上

〔本件照会先：全国銀行協会業務部 阿部、小倉、大野 03 - 5252 - 3805〕